

～税務のチェックポイント Q&A34～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

資材高騰等で工期途中から「長期大規模工事」に該当することとなった場合の 既往事業年度分の処理について

《内容》

顧問先の会社は建築請負業で、この会社の請負工事において、最近の人件費や資材の高騰等により現在の工事の請負対価の額を引き上げることとなり、この結果、法人税法上の「長期大規模工事」に該当することになりました。

このように工期中に長期大規模工事に該当した場合、該当事業年度から工事進行基準を適用して収益計上等を行い、既往事業年度分についても過去に遡及して修正することになるのでしょうか。

『答』

ご質問のケースのように、人件費や資材の高騰等により、工事の請負対価の額を引き上げられ、工期中に法人税法上の「長期大規模工事」に該当することになった場合、その該当事業年度から工事進行基準を適用して収益計上等することになりますが、この場合、既往事業年度分については、過去に遡及して修正する必要はなく完成時まで繰り延べることも可能です。

(解説)

1 法人税法上、次の①～③を満たす工事は「長期大規模工事」に該当し、工事進行基準を適用しなければならないとされています（法法64）。

- ① 工事の着手日から目的物の引渡しの期日までの期間が1年以上である。
- ② 請負対価の額が10億円以上である。
- ③ 請負対価の額の2分の1以上が引渡し日から1年を経過する日後に支払われる契約となっていない。

2 ご質問のケースの詳細は不明ですが、例えば、当初の契約時は上記1の①及び③を満たすものの、②の請負対価の額が10億円を下回るため長期大規模工事に当たらず「工事完成基準」に基づき処理をしてきたようなケースの場合、資材高騰等に伴って請負対価の額の変更が行われ②の要件も満たすこととなるような工事においては、その該当事業年度から工事進行基準が

強制適用となります。

したがって、事業年度終了時の現況によりその工事につき見積もられる工事の原価の額に、その事業年度における工事の進行割合を乗じて計算した金額を収益計上することになります。

3 この場合、長期大規模工事に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度までの期間（既往事業年度）に係る収益等の額は、過去に遡って修正する必要はありません。このような場合、次のいずれかの方法で処理をすることになります。

① 原則：長期大規模工事に該当することとなった日の属する事業年度において、既往事業年度分も含めて事業年度終了時の進行割合に応じた収益又は費用の額を計上する。

② 特例：既往事業年度の収益又は費用の額について、工事の完成事業年度まで繰り延べる（法令129 ⑤）。この場合、各事業年度の確定申告書等に、長期大規模工事に該当することとなった工事の名称及び工事進行基準の方法により計算するとした場合の既往事業年度の収益又は費用の額に関する明細書の添付が必要となります（法令129 ⑧）。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。